

朝霞台駅南口道路空間利活用他調査検討業務委託仕様書

第1条 業務の名称

朝霞台駅南口道路空間利活用他調査検討業務

第2条 業務の目的

北朝霞・朝霞台駅周辺地区は、JR武蔵野線と東武東上線が交わり、1日延べ30万人以上が利用する県内有数の交通結節点として、市の中心的な拠点及び玄関口に位置づけられているエリアである。現在、駅前には3か所のロータリー（北朝霞駅東口広場、北朝霞駅北口広場、朝霞台駅南口広場）があり、公共交通サービスに優れた構造を有している一方、人の滞留スペースが不足しているほか、エリア一帯で荷捌きや駐車・駐輪スペースが確保されていない状況である。特に、朝霞台駅南口エリアにおいては、人通りが多い一方で歩道が狭く、歩行者や自転車が交錯していることに加え、場所によっては交差点の見通しが悪いなど、交通安全上の課題も顕在している。

市では、エリアの価値を高めていくため、官民連携組織である「北朝霞・朝霞台駅周辺エリアプラットフォーム」を設立、未来ビジョンを策定したところである。未来ビジョンに基づき、これまで北朝霞駅西口ロータリーの広場化に向けた設計を実施してきたところだが、他の公共空間においても未来ビジョンに基づく取り組みを進めていく必要がある。

本業務は、朝霞台駅南口のJR武蔵野線沿いの道路空間について、未来ビジョンに基づき、「沿道のお店と一体となった、寄り道したくなる横丁」を目指し、ほこみち指定や時間帯での交通規制等により、道路空間の利活用を進めるため、駅周辺の課題である荷捌き・駐輪スペースの確保や交通安全対策、また賑わい創出の可能性について検証するものである。

第3条 履行期間

契約締結の日から令和9年3月21日まで

※2年間の継続業務

※年度別の業務内容は、企画提案書の内容を基に、協議の上決定する。

第4条 業務対象範囲

(1) 調査範囲：朝霞台駅南口周辺エリア（約7,000㎡）

(2) 実証実験：市道328号線（約60m）

※別紙「朝霞台駅南口道路空間利活用実証実験対象範囲」を参照。

※調査範囲の周辺については、必要に応じて検討する。

第5条 法令等の遵守・準拠

本業務は、本仕様書によるほか次に掲げる計画等に配慮し実施するものとする。

(1) 北朝霞地区地区計画（朝霞市／平成3年1月18日都市計画決定）

(2) 北朝霞・朝霞台周辺地区未来ビジョン（北朝霞・朝霞台エリアプラットフォーム／令和7年4月）

(3) その他本業務に関係する法令及び計画等

第6条 配置技術者

受注者は、以下の要件を満たす管理技術者を配置するものとする。

(1) 管理技術者

業務の総括責任者となる管理技術者は、官民連携まちなか再生推進事業またはそれに類似*する官民連携まちづくりに関する業務実績*を1件以上有する者を配置するものとする。

※官民連携まちなか再生推進事業の類似業務

街路や公園等公共空間を活用した社会実験（テラス営業・マーケット・マルシェイベント等）の開催、都市再生推進法人、市町村都市再生協議会、中心市街地活性化、歩行者利便増進道路制度（ほこみち）の活用、まちなかのウォークアブル推進及び地域再生エリアマネジメントに関する業務等

※業務実績について

- ・令和7年10月時点で継続中の業務については、業務実績には含まれない。
- ・過去に所属した企業等での業務実績は含めるものとする。

第7条 業務内容

1. 現況における課題分析（交通量調査実施含む）

当該エリアの現況を把握するための課題分析を行う。

(1) 利用状況調査（歩行者・人流調査）

朝霞台駅南口の歩行者に関する交通量調査を実施すること。その際、単純な歩行者量だけでなく、人の流れについても把握すること。なお、調査対象範囲・実施時期・回数については協議により決定する。

(2) 利用状況調査（自転車交通量調査）

朝霞台駅南口の自転車に関する交通量調査を実施すること。なお、調査対象範囲・実施時期・回数については協議により決定する。

(3) 利用状況調査（自動車交通量調査）

朝霞台駅南口の自動車に関する交通量調査を実施すること。その際、荷捌きやタクシーの種別についても明確にすること。なお、調査対象範囲・実施時期・回数については協議により決定する。

(4) 利用状況調査（荷捌き車両調査）

朝霞台駅南口の荷捌き車両に関する交通量調査を実施すること。その際、実証実験時に必要となる荷捌きスペース（台数・場所）と時間帯を把握すること。なお、調査対象範囲・実施時期・回数については協議により決定する。

(5) 利用状況調査（駐輪場利用者数・放置自転車数調査）

朝霞台駅南口周辺に存在する3か所の市営駐輪場（北朝霞駅東口地下自転車駐車場、朝霞台駅南口地下自転車駐車場、朝霞台駅南口第一原動原付自転車駐車場）の利用状況について調査する。あわせて、朝霞台駅南口における放置自転車の台数についても把握する。その際、実証実験時に必要となる駐輪スペース（台数・場所）と時間帯を把握すること。なお、調査対象範囲・実施時期・回数については協議により決定する。

(6) 利用状況調査（スナップ調査、アンケート調査）

写真撮影およびアンケート調査等により、エリアに不足する機能や使われ方、また、交通安全上の課題も抽出する。その際、朝霞台駅南口の内容を中心としつつ、北朝霞・朝霞台駅周辺エリアに存在する3か所の駅前広場（北朝霞駅東口広場、北朝霞駅北口広場、朝霞台駅南口広場）の役割分担も見据えた調査とすること。なお、調査対象範囲・実施時期・回数については協議により決定する。

(7) (1) ～ (6) を踏まえた現況把握及び課題分析

(1) ～ (6) の調査を踏まえ、特に朝霞台駅南口の現況及び課題をとりまとめる。また、実証実験を実施するにあたり、必要な機能や時間帯について詳細を検討する。

2. 実証実験実施計画の策定（実証実験に係る設計を含む）

1. 現況における課題分析（交通量調査実施含む）の結果を踏まえ、必要と考えられる機能について整理する。また、それぞれの機能について必要とされる規模及び時間帯を整理し、各機能を時間帯ごとにどのように分担することが適切か検討する。また、その内容を踏まえて必要なスペースを決定し、基本的なレイアウトを設計する。これらをまとめた実施計画書を策定する。

3. 広報・周知

実証実験の実施について周知を行うため、広報用のチラシ等を作成する。その際、エリアプラットフォーム及び沿道店舗、地元商工会、デザインラボ等と連携すること。

また、朝霞市が市ホームページや都市建設部インスタグラム等で情報発信を行う際には運用支援を行う。

4. 実証実験の実施（現地仮設費を含む）

2. 実証実験実施計画の策定（実証実験に係る設計を含む）で作成した実施計画に基づき、JR 武蔵野線沿いの市道328号線を一般車両の流入を抑制し、荷捌き・駐輪・賑わいスペース等、時間帯により使い方を変える実証実験を実施する。実施期間と内容はおおむね下記のとおりとする。

(1) 実施期間

令和8年5月頃、約1か月間（実施時期は協議によるものとする。）

(2) 実施内容

①一般車両の抑制（歩行者自転車専用道路化）に伴う交通の検証

歩行者自転車専用道路にすることによる、交通上の課題や効果を検証する。実施に当たっては、現地仮設も行い、その際、現地に存するガードパイプを撤去すること。

②時間帯により使い方を変える実現可能性についての検証

時間帯ごとに道路の使い方を変更することの実現可能性について検証する。荷捌きスペース、駐輪スペース、賑わいスペースとしての使い方を想定しているが、2. 実証実験実施計画の策定（実証実験に係る設計を含む）に基づき詳細は協議のうえ決定する。特に、賑わいスペースとして活用する際には、エリアプラットフォーム及び沿道店舗、地元商工会、デザインラボ等と連携すること。

5. 実証実験の効果分析、あり方検討

実証実験の実施中・後の各種調査により、効果分析及びそれを踏まえた今後の当該道路の在り方について検討する。

(1) 利用状況調査（歩行者・人流調査）

朝霞台駅南口の歩行者に関する交通量調査を実施すること。その際、単純な歩行者量だけでなく、人の流れについても把握すること。なお、調査対象範囲・実施時期・回数については協議により決定する。

(2) 利用状況調査（自転車交通量調査）

朝霞台駅南口の自転車に関する交通量調査を実施すること。なお、調査対象範囲・実施時期・回数については協議により決定する。

(3) 利用状況調査（自動車交通量調査）

朝霞台駅南口の自動車に関する交通量調査を実施すること。その際、荷捌きやタクシーの種別についても明確にすること。なお、調査対象範囲・実施時期・回数については協議により決定する。

(4) 利用状況調査（荷捌き車両調査）

朝霞台駅南口の荷捌き車両に関する交通量調査を実施すること。なお、調査対象範囲・実施時期・回数については協議により決定する。

(5) 利用状況調査（駐輪場利用者数・放置自転車数調査）

朝霞台駅南口周辺に存在する3か所の市営駐輪場（北朝霞駅東口地下自転車駐車場、朝霞台駅南口地下自転車駐車場、朝霞台駅南口第一原動原付自転車駐車場）の利用状況について調査する。あわせて、朝霞台駅南口における放置自転車の台数についても把握する。なお、調査対象範囲・実施時期・回数については協議により決定する。

(6) 利用状況調査（スナップ調査、アンケート調査）

写真撮影およびアンケート調査等により、実証実験による使われ方の変化や、時間帯ごとに使い方を变える運用に関する意見を収集する。その際、朝霞台駅南口の内容を中心としつつ、北朝霞・朝霞台駅周辺エリアに存在する3つの駅前広場の役割分担も見据えた調査とすること。なお、調査対象範囲・実施時期・回数については協議により決定する。

(7) (1) ～ (6) を踏まえたあり方の検討

(1) ～ (6) の調査を踏まえ、朝霞台駅南口、特に実証実験エリアの今後のあり方について検討する。特に、歩行者自転車専用道路にすること及び時間帯ごとに道路の使い方を変更することの実現可能性や課題等を整理する。

6. 関係機関協議（協議会の運営補助を含む）

本業務に係る関係機関協議に係る支援を行う。

(1) 協議会開催支援

実証実験の実施主体は、「北朝霞・朝霞台駅周辺エリアプラットフォーム」の部会である、「道路利活用・交通部会」となる。協議にあたり部会を開催するための支援を実施する。なお、開催回数は、令和7年度が2回、令和8年度が3回を想定している。

(2) 謝礼金の支払い

各種検討に際し外部アドバイザーなど専門人材等の知見が必要となる場合には、意見聴取や会議への参画手配を行うものとし、「朝霞市官民連携まちなか再生推進事業に係るアドバイザー等謝金支払基準」を参考に謝礼金を支払う。なお、謝礼金は受注者負担とする。

(3) 関係機関協議資料の作成

実証実験に関係する各機関（交通、道路管理者、近隣事業者など）との協議資料を作成する。

その他、必要に応じて各種法令に基づく関係機関との協議を想定している。

(4) 補助金関連資料の作成支援

「道路に関する新たな取組の現地実証実験（社会実験）公募要領」等に基づき、国土交通省に提出する補助金関係資料について作成支援を行う。

- ・実験の実施状況に関する中間報告書（調査結果、課題分析、実証実験実施計画等）
※令和8年1月末までに国土交通省へ提出
- ・実験結果に関する報告書及び関連資料（実験概要、調査結果、当該道路の在り方の検討等）※令和9年2月末までに国土交通省へ提出
- ・その他、国から提出の求めがあった資料

第8条 打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は市と打合せを行い、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については、受託者がその都度議事録を作成した上で、市に提出すること。また、逐次担当部署と連絡調整を行うこと。

打合せは、初回と成果品納入時を含み計10回程度を見込んでいる。なお、実施回数の変更による委託費の見直しは行わない。

第9条 提出書類

受託者は指定した様式により以下の書類を作成し、提出すること。

(1) 委託業務開始前

- ①業務着手届
- ②現場責任者等選任届
- ③経歴書
- ④業務計画書（業務概要、業務工程表、業務管理体制等を記載）

(2) 委託業務完成時

- ⑤業務完成届
- ⑥委託業務実施報告書

※②～④は内容に変更が生じた時にも提出すること。

第10条 成果品

本業務における成果品は次のとおりとする。また、ほかに中間報告及び成果品があれば、発注者・受注者協議のうえ、発注者の指示のとおりとする。

[令和7年度]

(1) 令和7年度業務報告書（A4パイプファイル等）	1部
(2) 上記成果の電子データ（CD-R等）	1式

[令和8年度]

(1) 令和8年度業務報告書（A4パイプファイル等）	1部
(2) 業務報告書の概要版	2部
(3) 上記成果の電子データ（CD-R等）	1式

第11条 担当部署

都市建設部 まちづくり推進課 都市計画係（朝霞市役所 本館5階）

住 所 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

電 話 048-463-2518（直通）

FAX 048-463-9490

メール mati_zukuri@city.asaka.lg.jp

第12条 成果品検査

受託者は、各年度の業務完了後、所定の手続を経て、市の検査を受けなければならない。
市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに措置を行うものとする。

第13条 支払

市は、各年度の委託契約業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、年度ごとに、一括して委託料を支払うものとする。

また、支払いは予算の範囲内で各年度に完了した業務の出来高払いとする。

第14条 特記事項

(1) 資料の貸与

業務を遂行する上で必要な資料等は、必要に応じて随時貸与する。なお、貸与した資料の複製の可否、返却等については市の指示に従うこと。

(2) 再委託

本業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ市に書面により報告し、市の承認を得ること。

(3) 法令遵守

業務の実施に当たり、関係法令を遵守すること。

(4) 守秘義務

本業務上知り得た情報等については、市の承諾なしに本業務以外で使用してはならない。また、第三者に対し漏えいしてはならない。なお、この守秘義務は契約終了後も継続するものとする。受託者の責により秘密が漏えいし、市が損害を受けた場合、受託者はその損害に対し賠償の責を負う。

(5) 個人情報の保護及び障害のある方への適切な対応

受託者はこの契約に基づく業務を実施する場合は、別紙のとおり個人情報取扱特記事項及び障害者差別解消に関する特記仕様書に記載の内容を遵守しなければならない。

(6) セキュリティ対策

本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピュータウィルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。

(7) 瑕疵責任

業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る経費は受託者が負担するものとする。

(8) 成果品の管理及び帰属

本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、市に帰属する。また、受託者は著作者人格権を行使できないものとする。受託者は市の許可なく成果品等を第三者に公表、貸与、使用、複写、遺漏してはならない。

第15条 その他

本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

(別紙) 朝霞台駅南口道路空間利活用他調査検討業務範囲図

